

加西市小規模事業者経営持続支援金

加西市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少し企業活動に支障が生じた市内事業者に対し、企業活動の維持又は継続のための緊急支援として支援金を交付します。

事業概要

申請期間	対象月A：4・5月 対象月B：6・7月 対象月C：8・9月	2020年10月1日(木)～12月28日(月)										
交付金額	1事業者につき一律10万円 ※対象月A・B・Cで、それぞれ1回ずつ申請できます。											
支援対象者	■主な対象要件 <ul style="list-style-type: none"> ・市内に主たる事業所又は事務所がある小規模事業者（個人事業主含む） ・対象月の売上高の減少が次のA・B・Cのいずれかに該当すること A：2020年4月又は同年5月の売上高が前年同月比20%以上50%未満減少 B：2020年6月又は同年7月の売上高が前年同月比20%以上減少 C：2020年8月又は同年9月の売上高が前年同月比20%以上減少 ・支援金受領後も企業活動を継続する意欲があること ・市税を滞納していないこと ・事業を開始した日から4か月未満でないこと（対象月の翌月1日現在） ■小規模事業所とは <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">業種</th> <th style="width:30%;">従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①製造業・建設業・運輸業・その他（②③④を除く）の業種</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>②商業（卸売業・小売業・飲食業）</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>③サービス業（宿泊業・娯楽業）</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>④サービス業（上記以外）</td> <td>5人以下</td> </tr> </tbody> </table>		業種	従業員数	①製造業・建設業・運輸業・その他（②③④を除く）の業種	20人以下	②商業（卸売業・小売業・飲食業）	5人以下	③サービス業（宿泊業・娯楽業）	20人以下	④サービス業（上記以外）	5人以下
業種	従業員数											
①製造業・建設業・運輸業・その他（②③④を除く）の業種	20人以下											
②商業（卸売業・小売業・飲食業）	5人以下											
③サービス業（宿泊業・娯楽業）	20人以下											
④サービス業（上記以外）	5人以下											
必要書類	・交付申請書兼請求書 （対象月A：様式第1号、対象月B：様式第1号(2)、対象月C：様式第1号(3)） ・対象月と前年同月の売上の状況を示した書類（様式任意）※記名押印 対象月B・Cで申請する場合、過去に本支援金の交付を受けた方は以下書類を省略できます ・市内における事業実態が分かるもの（開業届の写し、パンフレットなど） ・決算書又は確定申告書の写し 【法人】確定申告書別表一（1枚）、法人事業概況説明書（2枚（両面）とも） 【個人事業主】申告書B第一表（1枚）、第二表（1枚） ・申請者名義の通帳の見開きページの写し（法人：法人名義、個人：代表者名義） ・本人確認書類（個人事業主の方のみ） 運転免許証、個人番号カード（表面のみ）、住民基本台帳カード、健康保険証、住民票のいずれかの写し											
申請方法	原則として、提出書類は郵便で送付してください。											
交付時期	申請書類到着後、10日での交付を目指します。											
その他	・申請用紙は、加西市ホームページからダウンロードいただくか、市役所でも配布しております。（ご希望の場合は、郵送も可） ・支援金は事業者の減収補てん・経費補てんを目的とするため課税対象となります。											
送付先及び問合せ先	〒675-2395 加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 地域振興部産業振興課 TEL:0790-42-8740 FAX:0790-43-1802 mail:sangyo@city.kasai.lg.jp											